

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)	第1回二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会		
事務局 (担当課)	小金井市環境部ごみ対策課		
開催日時	平成28年11月17日(木) 午後3時から午後4時50分まで		
開催場所	小金井市商工会館2階大会議室		
出席者	委員	<出席者：12名> 柿崎会長(環境部長)・浅賀委員・夏目委員・熊木委員・矢野委員・福島委員・坂野委員・朝倉委員・佐野委員・小野ごみ対策課長・石阪中間処理場担当課長 <欠席者：3名> 蜂谷委員・大井委員・藤田ごみ処理施設担当課長 ※新小金井虹の会は欠席の扱いとする	
	事務局	富田・山下・佐藤	
傍聴者の可否	可	傍聴者数	0人
会議次第	0 開会 市長挨拶 1 協議会の位置づけについて 2 協議事項 議題1 清掃関連施設整備基本計画の検討方法について ・協議スケジュール(案) ・清掃関連施設の現状 ・清掃関連施設整備基本計画の協議の進め方 ・清掃関連施設の再配置候補地の敷地条件 ・今後の協議会・検討会議の関連性 議題2 その他 ・周辺自治体との一部連携に関する研究 3 その他		
会議結果	別紙審議経過のとおり		
提出資料	別添のとおり		
その他	次回開催予定 平成28年12月27日		

## 開会

### 市長挨拶

○西岡市長 本日はお忙しいところ、二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会に御参集くださり、誠に感謝する。

二枚橋衛生組合ごみ焼却場は、昭和33年から調布市、府中市、小金井市の3市の可燃ごみを共同処理し、施設の老朽化により平成19年に全焼却炉の運転を停止した。焼却場跡地周辺にお住まいの皆様方には長年にわたり御理解と御協力をいただき市長として深く感謝申し上げます。

今般、老朽化した中間処理場や新庁舎等建設予定地（蛇の目跡地）にある空缶・古紙等処理場などの不燃ごみ、粗大ごみや資源物の中間処理施設の再配置を行うことになる。二枚橋焼却場跡地についても、移転先候補地の1つとして施設の適正配置を検討させていただきたく、周辺自治会等の皆様と協議させていただく場として今回の協議会を開催させていただく運びとなった。協議に当たっては丁寧に説明をさせていただくことはもとより、皆様方からの御意見をしっかり伺いながら進める。今後とも、小金井市のごみの安定的な適正処理のため、周辺地域にお住まいの皆様方には御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

### 1. 委嘱式

#### 委員紹介

○委員（柿崎環境部長 会長） 名簿をもって、委嘱にかえさせていただきたい。また、ご都合により委員が交代される場合などはまた改めて作成し配付する。

#### 正副会長の選出

○委員（柿崎環境部長 会長） 二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会設置要綱の第4条により、暫定的に会長を小金井市環境部長としているが、立候補または推薦があれば挙手をお願いする。

○委員（柿崎環境部長 会長） 立候補・ご推薦ともないか。では、進行役

として御同意いただいたので、私のほうで進めさせていただく。副会長の選任だが、私が万一の時、会長の職務を代理でお願いする形になる。誰か立候補いただけないか。（「推薦も難しい」との声あり）

○委員（小野ごみ対策課長）では、きょうの会議の終わりの段階で、副会長を御推薦いただきたい。

## 2. 協議会の位置づけについて

○事務局（富田） 資料1は「清掃関連施設整備基本計画検討会議」の構成と、そちらに参加する組織の模式図となっている。資料の上側については点線囲いで小金井市の行政、条例上の常設附属機関である「小金井市廃棄物減量等推進審議会」を記載している。廃棄物減量等推進審議会は、一般廃棄物処理基本計画や毎年度の一般廃棄物処理計画の策定に当たり、市から諮問させていただき、答申をいただいている機関である。ごみの処理方法や減量施策についても審議することと条例に規定されているので、今回の清掃関連施設整備基本計画の策定についても、ごみの処理方法の変更を伴う場合は廃棄物減量等推進審議会に諮る必要がある。そのため、廃棄物減量等推進審議会からの代表として学識委員のうちのお一人に清掃関連施設整備基本計画検討会議に委員として御参加いただくことになる。また、この検討会議には他に学識委員をもう一人と、小金井市からは環境部長、関係行政機関として東京都から多摩環境事務所廃棄物対策課長を、また、公募市民の方が3人、それから「二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会」と「中間処理場運営協議会」から代表をそれぞれお一人ずつ選出してもらう。合計9人をもって左側の検討会議が構成される。

皆様御参加の本協議会は、下段の白抜き文字箇所となっている。中間処理場については既に施設が稼働していることから、施設周辺の住民の方とは従前から中間処理場運営協議会を開催させていただき、その中でこちらと同様の協議を行うことを御了承いただいている。なお、その第1回となる協議は昨日開催した。

2つの協議会には周辺自治会や町会などの代表の皆様のほか、小金井市から環境部長、ごみ対策課長、ごみ処理施設担当課長、中間処理場担当課長が参加する。協議会の機能としては、市から御提案する検討案について協議し、その

結果を検討会議に報告する。さらに検討会議での議論の結果については、協議会に持ち帰るという相互のやりとりによって議論を深めていくという流れになる。検討会議では、市の検討の素案について2つの協議会の協議結果を受けながら、不燃ごみ、粗大ごみ、資源物などの処理施設のあり方や処理方法を検討しながら、最終的には意見書を取りまとめていただく予定となっている。

○委員（柿崎環境部長 会長） 検討会議の委員の選出についても、ここで選出というのは難しいということであれば、後ほど選出でよろしいか。（「異議なし」の声あり）

### 3. 協議事項

#### 議題1 清掃関連施設整備基本計画の検討方針について

○事務局（山下） 資料3は「協議スケジュール（案）」として、平成29年度末までの想定する流れを記載している。一番上の検討項目等の下の欄に第1回、第2回と書いてあるのが本協議会の開催の目安となっている。

施設整備計画の検討の欄が協議内容の手順となる。

一番下の検討会議の報告の欄で、本協議会での協議状況を検討会議に報告する時期の目安を記載している。

下から2番目の基本計画（案）の欄の平成29年度の2月に案の決定となっているが、こちらが清掃関連施設整備基本計画の案の決定を指している。

2つの協議会での協議の状況により、検討会議で意見書をまとめ、また基本計画案に対するパブリックコメントと市民説明会を経て、小金井市が基本計画を策定し決定するものとなっている。なお、検討会議は平成29年度末に意見書を市に提出いただき、その任期を終了することになるが、協議会については今後の環境アセスメントや基本設計等、清掃関連施設整備基本計画の進捗に応じて継続的に開催する予定となっている。

資料4は「清掃関連施設の現状」についてであり、敷地面積等は資料を参照願いたい。貫井北町にある中間処理場は主に不燃ごみと粗大ごみ処理施設があり、また中町の新庁舎建設予定地には空缶・古紙等処理場があり、空き缶処理施設、ペットボトル処理施設、古布等のストックヤード機能を有している。同

敷地内には小金井市シルバー人材センターが運営するリサイクル事業所もある。

続いて、資料5は「清掃関連施設整備基本計画の協議の進め方」となっている。検討の前提条件として、「1. 対象となる敷地」について、処理施設を整備する敷地は貫井北町の間処理場敷地と東町の二枚橋焼却場跡地の2地区を対象として検討する。

続いて、対象となる施設は可燃ごみを除く不燃ごみ、粗大ごみ、資源物などの中間処理施設と積みかえ保管のストックヤード等、現状、中間処理場と新庁舎建設予定地にある施設を基本としている。また、災害時に市内から排出される廃棄物を一時保管できる場所を整備する。

「3. 2地区の施設整備検討フロー」では、先ほど申しあげた施設について、どちらか1か所に集約するのではなく、施設周辺への配慮と今後数十年間的小金井市のごみについて安定的、効率的な中間処理体制の維持のため、無理のない施設整備を図ることも課題であることから、2か所の候補地に分散して適正配置することとして配置案を検討する。また、その検討過程については3つのステップに沿って検討する。

まず、ステップ1として、8つの処理施設の設置を前提とし、その組み合わせを検討する。そのほかに、有害ごみは保管、一部中間処理をしている状況となっている。その8つの施設等は次の①から⑧になるが、まず、「① 不燃・粗大ごみ破碎・選別処理施設」は現状の中間処理場で行っている処理となっている。

「② プラスチック選別・圧縮処理施設」は、現在、市内で収集したプラスチックごみを中間処理場で保管し、大型車両に積みかえて、埼玉県深谷市にある株式会社リステムの大里工場に運搬している。プラスチックごみの選別と圧縮処理は、株式会社リステムに委託して行っている。選別の結果、容器包装リサイクル法によって商品を入れるものを容器と言うが、そのほか、商品を包む包装（商品の容器及び包装自体が有償である場合を含む。）この容器、包装のうち、中身商品が消費されるなど、中身商品と分離された際に不要となるものを容器包装とするという定義に従い、プラスチックごみのうち容器包装に該当するものと、そうでないものを選別し、該当するもののみを圧縮処理して容器包装リサイクル協会に引き渡すための処理工程となる。

「③ リユース品展示販売所」は中町の新庁舎建設予定地において小金井市シルバー人材センターが運営するリサイクル事業所の機能を指しており、まだ使えるものをごみにする前にリユースすることでごみの減量につなげることを目的とする市の施策に合致するものとなっている。

「④ びん処理施設」について、現在、個別収集したびんは市内の民間事業者売却し、そちらに直接搬入されており、現状、市ではびんのストックヤードを有していない。しかし、近隣の自治体においては、びんのストックヤードを整備している状況も見られることから、長期的、安定的な収集処理を維持するにはストックヤード機能を保持するべきであると考えている。また、収集したびんは色ごとに選別したほうが有価物としての価値が上がり、売却価格に反映する見込みが高いことから色別に4選別程度を行うことが望ましいと考えている。

「⑤ ペットボトルの選別・圧縮処理施設」については、中町の新庁舎建設予定地にある施設で、ペットボトルを選別し圧縮したベールという塊を容器包装リサイクル協会に引き渡している。こちらは現時点においては引き取り処理を希望する団体が多数あることから、容器包装リサイクル協会において有償入札により引き取り事業者を決定しており、毎年その売却金が市の歳入となっている。

「⑥ 空き缶選別・圧縮処理施設」については、中町の新庁舎建設予定地に設置されており、③のリサイクル事業所の裏側に位置している。空き缶をアルミとスチールに選別し、インゴットという塊にして市内の民間事業者売却している。

「⑦ 古紙・布ストックヤード」について、先ほども申し上げたが、古布とは布のことで、古布と古紙のうち、拠点回収されている紙パックのストックヤードはペットボトル処理場に併設されている。こちらは北多摩中央リサイクル事業協同組合に売却しており、古紙のうち、新聞、雑誌、雑紙、段ボールは北多摩中央リサイクル事業協同組合に加入している市内事業者直接搬入しているが、可燃ごみには依然として多くの紙が含まれており、ごみの減量のためさらなる分別の徹底を図る中では、市の施設においてストックヤード機能を保持するほうが望ましいことから、必要施設として検討するものとしている。

「⑧ 災害廃棄物一時保管場所」については、現在の市の地域防災計画では中間処理場と新庁舎建設予定地を瓦礫の仮置き場予定地としており、今後、災害廃棄物処理計画を策定する中で、災害時に小金井市内から発生する廃棄物や瓦礫などを適切に保管、分別する場所の確保が重要となる。そのため、災害廃棄物、一時保管場所は備蓄ともに整備する必要があると考えている。

これら①から⑧の施設を適切な組み合わせで2地区に分散配置することを目指して検討する。組み合わせ方法は、処理や選別工程の相関性、設備の類似性を考慮し、相関性の高い施設をまとめることにより、効率的な処理ができ、かつ、むだのない施設となるよう、ステップ1では大きく2通りの組み合わせを作成し、より適切な組み合わせを検討する。

ステップ2は、不燃・粗大ごみの中間処理工程についての検討となっている。現在、市では中間処理場において不燃ごみについて袋を破る破袋の後、コンベア上での手選別を経て、粗大ごみとともに破碎処理をし、その後、磁力による選別工程を経て、多くを資源化している。しかしながら、破碎処理施設の維持には多額の経費を要し、安全管理には非常な注意が必要で、新しい処理施設の整備に当たっては、有価物として売却する小型家電や処理困難物について簡易な選別のみを行う不燃ごみ積みかえ施設と粗大ごみの手作業による解体施設のみを市内に整備し、残りの処理を民間処理施設に委託するという例もあることから検討を行う。

このような方法を選択した場合のメリットとしては、市内に整備する施設規模は小さくなり、建設及び維持・管理費用は低減するという点が挙げられる一方、デメリットとしては、不燃ごみと粗大ごみは破碎せずに運搬するため、運搬費用が増加する点が考えられる。また、処理委託先によっては簡易な選別についても委託料を上乗せすることで受託する場合も考えられることから、このような受託者を選定すると処理委託料が増加することも考えられる。これらの可能性について検討するというのがステップ2となる。

ステップ3は施設を整備する敷地を決定する段階になる。ステップ1とステップ2で絞り込んだ施設整備方針の組み合わせに対して、中間処理場と二枚橋焼却場跡地のどちらに、どの施設を配置するかを検討する。ステップ3までの検討作業について、本年度中である平成29年2月ごろまでに方針の決定を目

指す。以降の期間は、決定した方針に基づいて最適な施設規模や処理方式を検討し、議論を深めていくことにより、施設周辺にお住まいの皆様に御理解と御協力をいただける施設となるよう進める。

資料6は、「清掃関連施設の再配置候補地の敷地条件」について整理している。まず中間処理場について説明する。

中間処理場の敷地は図面右下の中間処理場の工場棟、その北側の事務所棟、西側のメタセコイヤ広場とストックヤード部分が現在の市の使用している敷地となっている。なお、工場棟と事務所棟との間、またメタセコイヤ広場とシルバー人材センターの間には、それぞれ市道20号線がメタセコイヤ広場の角に合わせてL字型に曲がり、位置している。今回、中間処理場西側のJR敷地を購入することにより、市道20号線をこの敷地が内包する部分を廃止することが可能になるため、JRとの売買交渉を進める。また、シルバー人材センターの敷地は市の所有なので、一団の敷地としての活用を図るべく準備を進める。

二枚橋焼却場跡地については、西武多摩川線の西側のうち水色の部分が府中市から購入予定の敷地を含めた、およそ5,100m<sup>2</sup>となる土地となっている。沿線は、府中市、調布市、小金井市の市境をあらわしている。

資料7「今後の協議会・検討会議の関連性」については、表の上段は二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会と中間処理場運営協議会として、下段は清掃管理施設整備基本計画検討会議としており、記載のように、それぞれの協議の進捗について相互に報告し、持ち帰って協議を深めるという手順のもとに計画策定を進行する。また、見学会として市内施設の現状見学のほか、近時に設置された先進施設の見学も予定している。資料についての説明は以上になる。

○朝倉委員 資料2で示された要綱の中で小金井市が、廃棄物等処理事業に係る二枚橋跡地の利用について周辺住民と相互理解を深めるとなっているが、これは二枚橋を廃棄物等処理事業の用地として進めていくためにこの協議会を設置したということか。

○委員（小野ごみ対策課長） 二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会設置要綱の第1条にあるとおり、廃棄物等処理事業に係る跡地の利用ということで進めたいが、今後の協議の状況によっては、私どもの気持ちと皆様方の立場は当然違いが出てくると思うので、お互いに納得できるような結果に持っていきたい。

○朝倉委員 中間処理場及び二枚橋焼却場跡地において、市が意図している処理ができるかどうかを考えてくださいというために私たちは委嘱をされたのか。それとも、用地としてはこの2つがあるにしても、しかるべき提案をこの協議会として市に対して示してくださいというもので、清掃関連施設整備基本計画に反映するようにできると理解していいのか。

○委員（小野ごみ対策課長） 要綱上では、第1条で設置の目的や第2条の所掌事項のところ跡地利用に関するところの下に、特に市長が認める事項ということが書かれているが、これは皆様方の要望、御意見、処理のあり方等について今後この協議会の中でどのようにすり合わせるかというところを目的としている。

○朝倉委員 何らかの形で不燃等の処理はしなければならないと思っている。ただ、二枚橋と中間処理場の2つで考えなさいと言われると限定的になってしまい、私たちが考えている意見は言うことができないのか確認したかった。私たちが、市民にアンケートをとって、前市長に提案した基本的な考え方は変わっていない。したがって、二枚橋跡地については、違った問題の提起を考えているが、同時に、リサイクルや処理をしなければならないという問題については大切に、私なりの意見は後ほど申し上げたい。

○委員（小野ごみ対策課長） 御意見、御要望等については受けとめて、市の内部でも検討し、次回の協議会で、反映させるものがあれば反映させた状況で御提案をして丁寧に説明させていただきたい。さまざまな御議論をいただき、その中で出た御要望等を持ち帰って検討する。

ただ、市の立場は、2か所で配置したいという考えを持っている。今後の協議の中では、今委員がおっしゃられたことについてはきちんと受けとめる。

○熊木委員 二枚橋焼却場跡地を中間処理施設にしましょうというのは、小金井市あるいは市議会の中でどこまでが決まり、どこまでは決まっていないのか。

もう一つは、二枚橋焼却場跡地を中間処理施設にするということでこの協議会はスタートしているが、その前に比較代替案としてA案、B案、C案、D案のメリット・デメリットをいろいろ検討し、集約した結果として二枚橋に決まりましたというような経緯を、今日でなくても結構だが、教えていただきたい。

○福島委員 全く同じ意見。あの場所のごみ処理施設があって、非常に被害を

こうむってきた場所。そこがやっとなくなったところに、また、迷惑施設をつくるということは相当慎重に運んでもらわなくてはいけないのに、二枚橋ありきでというのは議論を進めにくい。いろいろ検討した結果、ここしかないのもそれではよいかというふうに持ってこられないと議論にならない。私は市庁舎の蛇の目でも少し処理施設を残してもらいたいと思っている。それもなしで、2つだと、議論にならない。

この2か所のどちらで、どのようなことをやりますかと言われても、皆さん、どのくらいの知識をお持ちかどうかわからないのですが、決められない。本当に仕方がないというが、全くそう思っていない。迷惑施設が来てほしくない。公園にしてほしい。

もし協議会の意見で二枚橋はだめとなったら、その可能性もあり得るのか確認したい。

○委員（小野ごみ対策課長） 2つの地区を候補地とさせていただいた部分については、市としての最終的な決定ではない。ただ、「小金井市ごみ総合対策推進本部」にごみ対策課として提案し、今回この2つの地区を候補地として検討していただき、決定させていただいた。ただ、当然のことながら皆様方は地域を代表して来ていただいているので、地域に対する責任があるということは十分承知している。先ほど御指摘があったように、きちんと説明はさせていただく必要があると思っている。第2回ときには説明をさせていただきたいと思っている。

○朝倉委員 二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会の設置要綱は平成28年9月13日から施行、小金井市清掃関連施設整備基本計画検討会議設置要綱は平成28年4月1日から施行となっている。要綱ということで、既に決まっているということにはならないのでは。要綱とは何かを説明せよ。

○委員（小野ごみ対策課長） 条例は市議会の議決が必要となる。要綱は市長の権限の中で設置ができるもの。今回いろいろ設置要綱を資料として提出しているが、市長の決裁はいただいている。

○朝倉委員 そうすると、市長としてこの2つの場所で処理していきたいと考えているということか。

○委員（小野ごみ対策課長） 難しい御質問だが、小金井市としては、ごみ総

合推進対策本部に諮り、ここの2つの地域を候補地としたいということで提案させていただき、ごみ総合対策推進本部は、了解している。最終的に市の施策を行うものについては、庁議に諮って決定をもらわない限り確定しない。当然、今後この協議会の中で候補地についても御議論があってもいいと思っている。

○佐野委員 一般的に市町村が規則を決めるときに議会を通せば条例という形で、その関係自治体の市民に有効に働きかけることができる。それに対して要綱というのは、議会を通さないで、行政だけで決める場合が一般的。要綱という出すからには、小金井市の場合、一般的にそれは市長が了解しているもの、並びに要綱であるけれども議会に提出して、議会も担当委員会が了解しているものが一般的には要綱として市民の中には出てくるのだと思う。

ところが、先ほどの話を聞いていると、一方で、この要綱については市長が了解したと言い、他方で、これはごみ総合対策推進本部の部長たちの中で固めた案でまだ庁議にもかけていないのだとおっしゃっている。庁議にもかけていないものを市長が了解したというのはいかがなものか。それで、要綱という以上は、単にごみ総合対策推進本部の部長会だけで決めたものが要綱として成立し得るものかどうかと。部長たちの中で決めたという案が、果たして要綱として成立するのだろうかという問題だと思う。僕は、それは無理だと思っている。

○事務局（富田） 補足する。「小金井市ごみ総合対策推進本部設置要綱」によると第3条、1項としては「推進本部に本部長、副本部長及び本部員を置く」とあり、第2項で「本部長は市長を、副本部長は副市長」ということになっている。

○佐野委員 この設置要綱を見ると、市長もごみ対策推進本部の一員だから、市長も了解しているのだという説明なのでしょうが、庁議にもかけていないし、議会の担当委員会にも報告もしていないという中で要綱というのは成立するのか。

○委員（小野ごみ対策課長） ごみ総合対策推進本部設置要綱に基づいて今回の候補地についてはあくまでも推進本部のほうでは決定させていただいている。一方、二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会設置要綱については起案事項ですので市長の決裁をいただいている。庁議には諮っていない。議会の担当委員会

報告はしている。

○朝倉委員 出席している市の皆さんは、持ち帰って論議する条件はあるのだということでもいいのか。そこは確認しておきたい。でないと、二枚橋と中間処理場に新たな処理場をつくっていくための論議しか私たちにはないとすれば、私たちも地域の人たちに押しつける役割を果たさせられる可能性があるので、それはだめ。

○委員（小野ごみ対策課長） 本日提案したものは、これから協議を進めていく方法・ステップについて説明した。皆様方と議論を進めていく中で、私どもの考え方は丁寧に説明させていただくが、それでも二枚橋は候補地としては望ましくないという御意見が出れば、きちんと持ち帰らせていただきたいと思っている。

ただ、あくまでも今回、提案したのは、今後の議論の進め方。いろいろな御質問、御要望等をいただきながら、それを1つ1つ回答させていただき、最終的に御理解をいただけたら、この2つの地区にごみ処理施設を再配置するという形で最終的に庁議の決定を経て計画を決定したいと考えている。

○浅賀委員 敷地面積は最低限これぐらいが必要だという場所を探した上で、その2つの候補地しかないということだろうとは思いますが、そういった説明がないと勝手に決められたという形になってしまうと思う。

○委員（小野ごみ対策課長） 第2回を12月に予定している。そこでステップ1とステップ2についてはきちんと資料として御提案させていただく。候補地として私どもこの2つを選ばせていただいたのは、既存のごみ処理施設の規模によって判断させていただいたという部分もある。ステップ1及びステップ2の議論の中で、そんな大きな施設は要らないだろうという話も多分出てくると思う。今後いただいた御議論をもとに案をつくり、ステップ3で提案させていただく流れになる。

○熊木委員 ごみ処理中間施設の要件があると思う。例えば敷地面積や交通の問題、周りの住宅環境、緑地緩衝帯があるのかとか、いろいろな比較代替案を多分御検討されていると思う。施設をつくる以上はいろいろな要件があって、いろいろな候補地を決め、集約の過程があると思う。そこら辺を開示していただきたい。というのは私どもが自治会に持ち帰った場合に、このままありきで

話せば、我々が叩かれてしまう。

○**福島委員** 全くそうなのだが、経緯よりも、本当は、選定の過程で我々を入れてほしかった。最終的に候補地はこことここしかないではしようがない。初めから2か所で、どちらを選択するか決めてくださいというのは、ちょっと違うのではないか。

○**佐野委員** 市のほうも、何とか早く不燃物の処理場、古紙等の処理場を、あるいは今の中間処理場が老朽化している中で何とかしたいとお考えになって、若干焦るのもわからないわけではない。ただ、急いては事をし損じるから、そこはじっくりと進めてもらいたい。

面積要件や経過を話してくれという中で、これらについて議会報告しているのならば、委員会の中の質疑応答があるはず。これは記録を残しているはずだから、次回それを提出してもらえないだろうか。

それから、二枚橋の焼却場跡地については、さまざまな人が提言を市のほうにしているのだろうと思う。次回、ステップ1、ステップ2の説明と一緒に出していただけないかなと思う。

○**委員（小野ごみ対策課長）** 今までのさまざまな御要望やごみ対策課として候補地を絞った経緯等については、資料としてできるだけまとめ、次回示す。

○**朝倉委員** 資料5を見て、検討の前提条件で、「蛇の目ミシン工場跡地は、新市庁舎建設予定地のため、検討の対象から除外します」と書いてある。新しい市役所をつくる用地だから検討の対象から外すというのはよくわからない。というのは、今、ごみ焼却施設で市庁舎と一緒にやっている市だってある。

○**福島委員** 最終的にはどこで、どういうふうに決めていくのか。

○**委員（小野ごみ対策課長）** 資料1をごらんいただきたいが、下に二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会と中間処理場運営協議会があるが、丁寧に議論を進めていかなければいけないのはこの2つの協議会だと思っている。例えば本日いただいた内容については、12月に清掃関連施設整備基本計画検討会議に報告させていただき、そこでも御意見等をいただき、2つの協議会に持ち帰っていただく。その繰り返した中で当然専門的な見地から御意見をいただく場合もある。あと、環境部が小金井市の行政として意見を言わなければいけない部分があると思うので環境部長も入っている。また、東京都の御意見をいただ

かなければいけない部分もあると思うので、東京都の多摩環境事務所の廃棄物対策課長にもメンバーとして入っている。また、2つの協議会から当然、会議の委員として御参加いただくが、そのほかに、市民としての考え方も伺う機会を設けなければいけないと思っているので、公募市民の方も御参加いただく予定になっている。

検討会議では、協議会で出たさまざまな御意見、御要望等について報告させていただき、検討会議としてはこういう意見もありますよというところも出していただきたい。最終的に29年度末で意見書としてまとめていただく予定になっている。

○福島委員 最終的には検討会議で意見書をまとめるということなのか。

○委員（小野ごみ対策課長） はい。ただ、私どもの気持ちとしては、一番大切なのは2つの協議会で、2つの協議会に参加の皆様方の御理解を得る努力はしていきたい。それでも、まだそこでは決定ではないので、ごみ総合対策推進本部に諮って、そこで決定して、最終的に市の施策の最終決定機関である庁議に諮り、庁議でも議論をしていただき、どこに清掃関連施設を配置するかというところを決めていきたい。当然、市長から議会には報告をさせていただき、そこでも議論をいただく予定になっている。

また、最終的にまとまった案についてはパブリックコメントや市民説明会も開催予定になっている。

協議会の皆様方も、お持ち帰りいただき、町会・自治会等のほかの方々への御意見もきちんと取りまとめをしていただく必要はあるが、一回一回持ち帰る期間は設けたいと思う。

○矢野委員 持ち帰ったときにいろいろな意見が出ると思うが、そこに、市からどなたかがお見えいただくことは可能なのか。

○委員（小野ごみ対策課長） 現時点においては考えてない。なぜかという、1つの自治会に参加すると、全ての自治会にということになるため。

○矢野委員 自治会からそういう要望があった場合ということになるが。我々が説明をするということか。

○委員（小野ごみ対策課長） あくまでも地域の代表として出ているということなので、そこは、何回も何回もこの協議会を開いていく中で、皆

様方が地域に持ち帰っていただいてさまざまな意見を集約していただくという流れで今考えている。現時点においては、私ども市が直接伺って意見を聞くという形は難しいと思っている。

○**福島委員** 私はごみのことはよく理解していないので細かい検討というのはなかなか難しい。そうすると、実質的な議論は検討会で学識経験者がいるので、そこで検討されたことを持ち帰って、それを聞くぐらいというイメージしか持てない。

○**委員（小野ごみ対策課長）** 本日簡単に、それぞれの処理の方法は説明したが、当然今後の議論の中では、もっと詳細に説明する。

○**福島委員** 町内会の人に説明して、そこで出た意見をまた持ち寄ってと、こういうイメージで考えたときに、実際にそううまくワークするのかよくわからない。

○**委員（小野ごみ対策課長）** 検討会議で専門的な知見を聞いたものを、一緒に情報共有し、またこの協議会に持ち帰り解釈も含めて説明はさせていただくことになる。検討会議は最終的な決定の場ではない。決定の場は協議会。

○**福島委員** 貫井北の運営協議会と利益がいろいろ相反することが当然出てくる。そこら辺の調整はどこで図るのか。

○**委員（小野ごみ対策課長）** 検討会議に報告し、お互いにこちらと貫井北のほうのそれぞれの意見を出し合って持ち帰り、この協議会の場で協議する形になる。

○**福島委員** この中から検討会議に一人出なくてはいけないが、その責任は結構重い。

○**委員（柿崎環境部長 会長）** 私はどちらの協議会にも出席している。検討会議にも出席するので、議論や内容というのは当然私のほうもわかっている。報告は申しわけないが代表の方がするとしても、フォローなりそこら辺はうまくやっていきたいと思う。

○**委員（柿崎環境部長 会長）** まとめると、次回までにそれぞれ、今言われたものについては取りそろえた上で、第2回目という形でまた開催したいと思う。先ほどの副会長の件と検討会議へ出席いただく方と、それぞれ選ぶことになる。

## 課題2 その他（処理のあり方の研究）

### ・周辺自治体との一部連携に関する研究

○委員（柿崎環境部長 会長） 周辺自治体との一部連携に関する研究に移らせていただければと思うが、国のほうでも単独でゴミ処理するのではなく、周辺自治体等との連携ということも視野に入れながら広域化ということを考えるべきということを言われている。我々のほうも、今回の清掃関連施設の整備基本計画の中では、検討するゴミの処理品目をどれにするかとか、いろいろな考え方があると思うが、一定の研究はさせていただこうと思っている。例えば可燃ゴミの処理については3市で共同してやろうということで広域化を進めているところで、今回、不燃ゴミ、粗大ゴミ、資源ゴミについても、そういう連携が図れるのかどうか研究はしていきたい。

○浅賀委員 ただ、資源ゴミだとか不燃ゴミだとかあるけれども、いろいろなやり方を考えるほうがいい。

○熊木委員 周辺自治体ということで、与件として確認させていただきたいが、中間処理施設を検討しているということについては調布市とはもう何か調整はされているのか。敷地は調布市にかかる。府中市にも少しかかる。

○委員（小野ゴミ対策課長） どういう形で3市が分割して土地を持っているかという部分については今後の協議の中で説明させていただく。

○熊木委員 市が構想している区域だが、実際には調整の結果、うまくいかず狭まると、前提が少し変わる。調布市と余りうまくいっていないと聞いている。

○委員（小野ゴミ対策課長） 調布市が今進めている計画について、私ども把握はしていないが、内容等についてはいただいている。また、私ども小金井市が平成28年度、29年度中に清掃関連施設の整備基本計画をつくり、その中で行政としては二枚橋焼却場跡地についても候補地として考えているということは、調布市にお伝えしている。

○夏目委員 先日、調布市による、説明会が開かれたが、小金井市も逆に調布市にそういうことをすることは考えているのか。

○委員（小野ゴミ対策課長） 調布市の住民がああ周辺に住んでいないので、それは考えていない。

○**福島委員** 府中市はどうか。

○**委員（小野ごみ対策課長）** 府中市については、計画の素案ができ上がった段階で、府中市民を対象とする説明会は開かなければいけないとは思っているが、現時点ではまだ確定していない。

○**夏目委員** あそこはあくまで、調布市からすると中間処理施設。さらに大型のトラックが通るので、どこか最終処理施設のところへ搬送するわけだが、小金井も同じだと思うが、それはどのルートを通して、どこでやるのかというところまでの説明は、前回、調布市からなかった。その辺のところもこの協議会で教えていただきたい。

○**委員（小野ごみ対策課長）** 調布市の計画について、この協議会で検討して私たち市が、それを調布市にお伝えするという事はなかなか難しいので、あくまでも、小金井市が今つくろうとしている計画に関して協議していただく場ということで御理解いただきたい。

○**福島委員** 仮に二枚橋に処理場をつくるにしても、隣の調布市に同じような処理場ができるので、そこに騒音とか臭いとか、いろいろな公害が出る。隣が同じようにすると、それが倍加されるので、検討に当たっては、そこはどんな処理で、どういうものか、把握しておいてもらわないと、検討できないと思う。

○**委員（小野ごみ対策課長）** 調布市は計画が先行しているので、計画の内容については、把握に努め、こちらの協議会には報告する予定でいる。

○**佐野委員** 調布市が処理している不燃物等の処理量と、小金井市が不燃物等の処理場が合体したときに、5 t以上とか10 t以上になると、都市計画審議会の議を経なければならないとかいうことはあり得ると思う。5 t未満ならば都計審の審議などを通さなくていいということになっているかと思う。例えば調布市が日量4 t、小金井市が同じ場所で日量3 tとする。しかし、事業主体が違うとする。そうすると、7 t処理しているけれども、都市計画審議会を通らなくてもいいというのは、文言上とか形式上はそうかもしれないが、市民からすれば、それはないでしょうという話も当然出てくる。だから、同じような処理施設をあそこに両市がつくるならば、両者を合体したもので、法律、条例に違反しないようにするのだというような方針があるのか。あるいは形式論理上、それに抵触しなければやってもいいのだということなのか、これはきょう

今すぐには答えを求めないから、この次までに考えてください。

○委員（小野ごみ対策課長） はい。

#### 4. その他

○委員（柿崎環境部長 会長） 今のいろいろな御意見等々については、次の清掃関連施設整備基本計画の検討会議を12月5日に開催する予定で今考えているので、それに報告した上で、また協議会に年内に持ち帰りたいという形を考えている。ちなみに、きのう開催した中間処理場運営協議会については第2回の日程が12月26日になっているので、こちらの協議会については27日午後をお願いできればと思っている。後日、通知は差し上げる。

○委員（柿崎環境部長 会長） 第1回の検討会議の報告は会長として報告はさせていただき、向こうで出た意見については次の第2回目の協議会のときに、冒頭、会長としてお話しさせていただくということでよろしいか。

（「はい」の声あり）

○委員（柿崎環境部長 会長） 副会長と検討会議出席者については、第2回目ときには必ず決めていただくということで、よろしく願います。

閉 会